平成２４年（フ）第２０１号
横浜市緑区台村町197番地　県公社中山共同住宅307号
債務者　伊藤百合恵（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８５４号
栃木県宇都宮市峰町241番地61
債務者　松本　雅子（旧姓荒川）
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４３号
栃木県宇都宮市中島町507番地４、前住所栃木県宇都宮市針ケ谷１丁目20番６号
債務者　志藤　俊弘
1　決定年月日時　平成24年２月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４４号
栃木県宇都宮市中島町507番地４、前住所栃木県宇都宮市針ケ谷１丁目20番６号
債務者　志藤　恵美
1　決定年月日時　平成24年２月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４８号
栃木県宇都宮市上戸祭町89番地38
債務者　七井　　香
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６４号
栃木県宇都宮市睦町３番３号　県営睦住宅３―54
債務者　大森　敏子
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２７号
静岡県浜松市浜北区貴布祢211番地の２
債務者　杉山　麻里
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１７７号
岡山県美作市江見416番地３
債務者　小林　光晃
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月23日午後２時40分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第２９５９号
神奈川県茅ヶ崎市赤羽根396番地
債務者　田中　　馨
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４２２号
神奈川県藤沢市円行１丁目18番地の５　コルビュジェ湘南台204号室
債務者　小倉利恵子
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２３号
横浜市磯子区岡村３丁目１番２号　サンプラザ岡村Ｂ103号
債務者　浅野　祐美（旧姓藤平）
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１号
沖縄県うるま市字安慶名172番地
債務者　下條　美香（旧姓宮平）
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第３３２号
北海道帯広市西５条南９丁目３番地４　トリコロールⅠ―321号室
債務者　野田　友子
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第９８号
東京都小平市花小金井６―20―３、住民票上の住所東京都日野市平山６丁目16番地の11
債務者　高崎　弘文
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１７０号
佐賀県西松浦郡有田町桑木原乙2899番地
破産者　有限会社樋渡善建設
1　決定年月日　平成24年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第１４６６号
福岡市東区下原４丁目12番28号
破産者　株式会社ナムロ
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部